

開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充に係る規定を整備するため、開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成4年開成町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（同法第12条及び第19条第6項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）（略） （2）勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。<u>次条において同じ。</u>） （第1号部分休業の承認） 第21条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規</u>	（目的） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（同法第12条_____において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項_____の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）（略） （2）勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。_____） （_____部分休業の承認） 第21条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同</u>

改正後	改正前
<u>定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は</u> _____ _____ _____ _____ _____、30分を単位として行うものとする。 2 開成町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年開成町規則第6号）第11条第1項第8号の規定による休暇（以下「育児休暇」という。）又は開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例_____第15条の2第1項に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業の承認</u>については、1日につき2時間から当該育児休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業の承認</u>については、1日につき、当該非常勤職員について定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は介護時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 <u>（第2号部分休業の承認）</u> <u>第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項</u>	じ。） _____の承認は、<u>開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 開成町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年開成町規則第6号）第11条第1項第8号の規定による休暇（以下「育児休暇」という。）又は開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例<u>（平成7年開成町条例第4号）</u>第15条の2第1項に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する_____部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する_____部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は介護時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 （新設）

改正後	改正前
<u>に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。</u> <u>（１） １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>（２） 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>（育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間）</u> <u>第21条の３ 育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。</u> <u>（育児休業法第19条第２項第２号の規則で定める時間を基準として条例で定める時間）</u> <u>第21条の４ 育児休業法第19条第２項第２号の規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>（１） 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>（２） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>（育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情）</u> <u>第21条の５ 育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と</u>	(新設) (新設) (新設)

改正後	改正前
<u>別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> （部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第22条 職員（地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、開成町職員の給与に関する条例第5条第6項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</u> 2 （略） （部分休業の承認の取消事由） 第23条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第22条 職員（地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）が_____部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、開成町職員の給与に関する条例第5条第6項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 （略） （部分休業の承認の取消事由） 第23条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u> _____ _____

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の請求をする場合におけるこの条例による改正後の開成町職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の適用については、同条第1項中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。